

**障害児通所支援事業
加算・減算の届出
(児童発達支援/放課後等デイサービス)**

1. 届出の方法

- ①提出期限
- ②提出方法

2. 提出書類

- ①サービス別提出書類一覧
- ②共通様式の説明
- ③主な加算・減算の説明
 - ・基本報酬
 - ・主な減算項目
 - ・主な加算項目

1.届出の方法

①提出期限

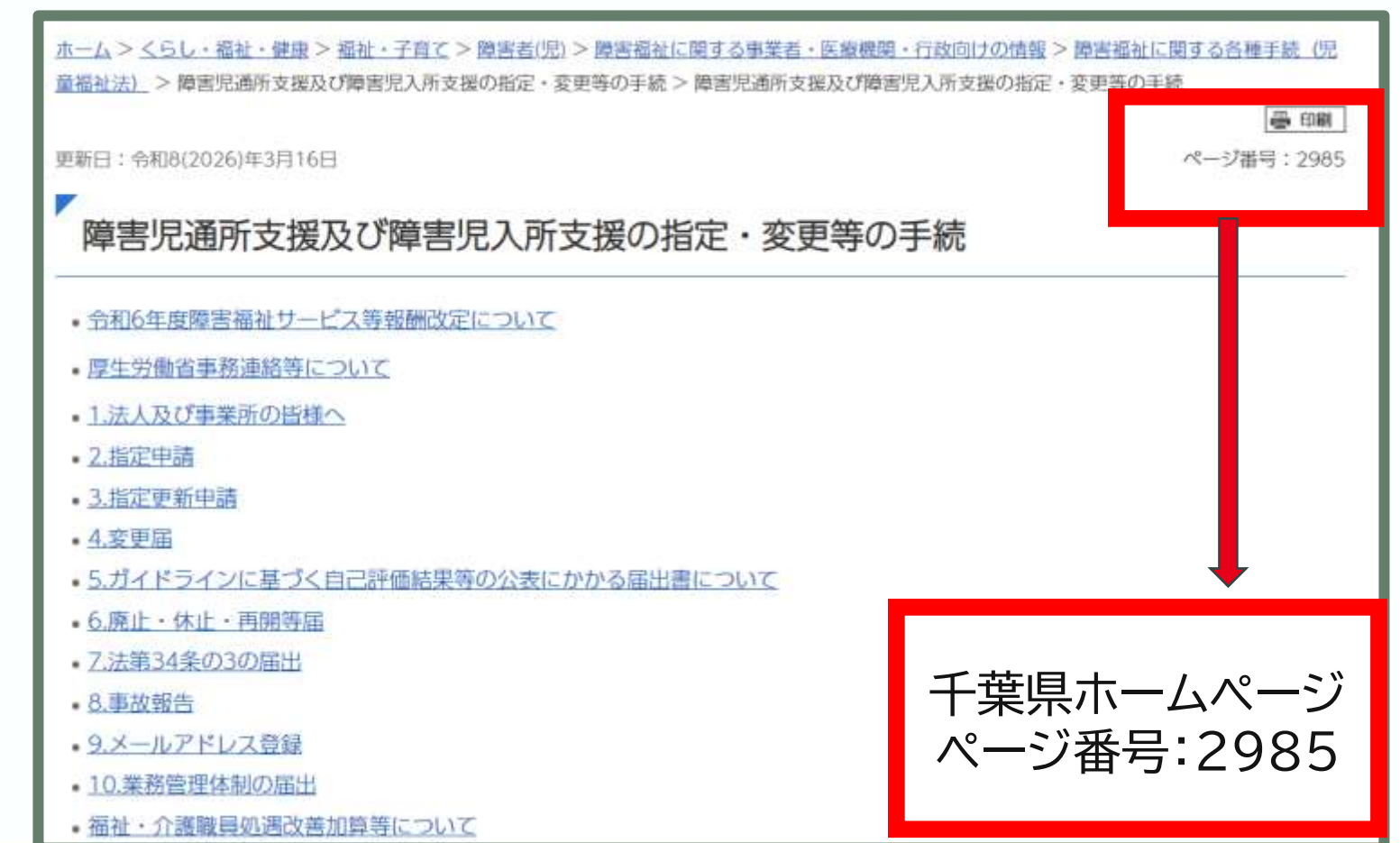
加算等を新たに算定しようとする場合

加算等を取得又は変更を適用する月の**前月15日まで(必着)**
算定要件を満たす場合は翌月1日から適用となる

加算等の算定要件を満たさなくなった場合

区分変更により算定単位数が下がる場合又は減算が適用される場合
提出期限に関わらず速やかに提出すること
要件を満たさなくなった時点から遡って減算が適用される
請求済みの場合は市町村に連絡する必要がある

※提出期限後に書類が到着した場合、翌々月1日以降の適用
※提出書類の不足・誤りの補正が期限までに完了しない場合、
適用日が遅れる場合がある



ホーム > くらし・福祉・健康 > 福祉・子育て > 障害者(児) > 障害福祉に関する事業者・医療機関・行政向けの情報 > 障害福祉に関する各種手続 (児童福祉法) > 障害児通所支援及び障害児入所支援の指定・変更等の手続 > 障害児通所支援及び障害児入所支援の指定・変更等の手続

更新日：令和8(2026)年3月16日

印刷
ページ番号：2985

障害児通所支援及び障害児入所支援の指定・変更等の手続

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について
- 厚生労働省事務連絡等について
- 1.法人及び事業所の皆様へ
- 2.指定申請
- 3.指定更新申請
- 4.変更届
- 5.ガイドラインに基づく自己評価結果等の公表にかかる届出書について
- 6.廃止・休止・再開等届
- 7.法第34条の3の届出
- 8.事故報告
- 9.メールアドレス登録
- 10.業務管理体制の届出
- 福祉・介護職員処遇改善加算等について

千葉県ホームページ
ページ番号:2985

②提出方法

提出方法

- いずれかにより提出
- ・ちば電子申請サービス
 - ・郵送

郵送の場合の提出先

〒260-8667
千葉市中央区市場町1-1

千葉県 健康福祉部
障害福祉事業課 障害児支援事業指定班

■備考

- ・複数サービスを一体で実施する場合、
まとめた提出が可能
- ・事業所番号ごとに変更届出書は作成が必要
- ・重複する書類は省略が可能
- ・申請の受理通知等は発行しないため、
郵送かつ到達確認等が必要な場合は
追跡可能な方法で送付すること
- ・副本が必要な場合は届出書の副本と
切手を貼付した返信用封筒を同封すること

2.提出書類

①提出書類一覧

変更届出書

障害児(通所・入所)給付費算定に係る体制等に関する届出書

障害児通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

別紙等の添付書類

2.提出書類 ②共通様式の説明 [変更届出書]



別紙様式第二号

指定障害福祉サービス事業所/指定障害者支援施設
指定障害児通所支援事業所/指定障害児入所施設
指定特定相談支援事業所/指定一般相談支援事業所/指定障害児相談支援事業所

変更届出書

年 月 日

知事(市区村長) 殿

所在地
申請者 名称
代表者氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

☐ 指定障害福祉サービス事業所等の指定に係る事項の変更の届出先(以下「指定権者」という。)と指定障害福祉サービス事業所等の業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出先(以下「監督権者」という。)が同一の自治体であり、かつ、変更事項が「事業所(施設)の所在地」又は「申請者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」の場合であって、同事項に係る事実の確認に支障がないと認めるときは、監督権者への変更の届出又は届出書への記載については、指定権者への変更の届出があったことをもって省略させることができることとされているので、その場合には左のチェックボックス(□)に✓を付してください。なお、当該変更届出を受理した指定権者は、当該変更届出の写しを監督権者へ回付してください。

	法人番号(13桁)														
	事業所番号														
指定を受けた内容を変更した事業所又は施設	名称														
	所在地														
サービスの種類															
変更年月日		年 月 日													
変更があった事項(該当に○)		変更の内容													
☐	事業所(施設)の名称	(変更前)													
☐	事業所(施設)の所在地														
☐	事業所(施設)の連絡先(電話番号)														
☐	申請者の名称														
☐	申請者の主たる事務所の所在地														
☐	申請者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名														
☐	法人等の種類														
☐	登記事項証明書又は条例等(当該事業に関するものに限る。)														
☐	共生型サービスの該当有無														
☐	事業所(施設)の構造概要・平面図・設備の概要														
☐	障害児対象事業の該当有無														
☐	利用する障害児の推定数														
☐	利用者又は入所者の定員	(変更後)													
☐	管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴														
☐	サービス管理(提供)責任者又は児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴														
☐	指定地域相談支援の提供に当たる者又は相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴														
☐	運営規程														
☐	協力医療機関・協力歯科医療機関の名称・診療科名・契約内容														
☐	提携就労支援機関の名称														
☐	提供する障害福祉サービス等の種類														
☐	第三者委託により提供する障害福祉サービス等の種類等														
☐	事業実施形態(事業所の種別等)														
☐	従業員の勤務の体制及び勤務形態														
☐	その他														

(備考) 1 変更届の提出に際しては、必要書類を添付してください。
2 「変更があった事項」の「変更の内容」は、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように記入してください。

書類名
変更届出書

様式
別紙様式第二号

変更届出書

年 月 日

知事(市区村長) 殿

所在地
申請者 名称
代表者氏名

2.提出書類 ②共通様式の説明【変更届出書】



別紙様式第二号

指定障害福祉サービス事業所/指定障害者支援施設
指定障害児通所支援事業所/指定障害児入所施設
指定特定相談支援事業所/指定一般相談支援事業所/指定障害児相談支援事業所
変更届出書

年 月 日

知事(市区村長) 殿

所在地
申請者 名称
代表者氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

☐ 指定障害福祉サービス事業所等の指定に係る事項の変更の届出先(以下「指定権者」という。)と指定障害福祉サービス事業所等の業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出先(以下「監督権者」という。)が同一の自治体であり、かつ、変更事項が「事業所(施設)の所在地」又は「申請者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」の場合であって、同事項に係る事実の確認に支障がないと認めるときは、監督権者への変更の届出又は届出書への記載については、指定権者への変更の届出があったことをもって省略させることができることとされているので、その場合には左のチェックボックス(□)に✓を付してください。なお、当該変更届出を受理した指定権者は、当該変更届出の写しを監督権者へ回付してください。

	法人番号(13桁)																		
	事業所番号																		
指定を受けた内容を変更した事業所又は施設	名称																		
	所在地																		
サービスの種類																			
変更年月日		年 月 日																	
変更があった事項(該当に○)		変更の内容																	
	事業所(施設)の名称	(変更前)																	
	事業所(施設)の所在地																		
	事業所(施設)の連絡先(電話番号)																		
	申請者の名称																		
	申請者の主たる事務所の所在地																		
	申請者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名																		
	法人等の種類																		
	登記事項証明書又は条例等(当該事業に関するものに限る。)																		
	共生型サービスの該当有無																		
	事業所(施設)の構造概要・平面図・設備の概要																		
	障害児対象事業の該当有無																		
	利用する障害児の推定数																		
	利用者又は入所者の定員	(変更後)																	
	管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴																		
	サービス管理(提供)責任者又は児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴																		
	指定地域相談支援の提供に当たる者又は相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴																		
	運営規程																		
	協力医療機関・協力歯科医療機関の名称・診療科名・契約内容																		
	提携就労支援機関の名称																		
	提供する障害福祉サービス等の種類																		
	第三者委託により提供する障害福祉サービス等の種類等																		
	事業実施形態(事業所の種別等)																		
	従業者の勤務の体制及び勤務形態																		
	その他																		

(備考) 1 変更届の提出に際しては、必要書類を添付してください。
2 「変更があった事項」の「変更の内容」は、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように記入してください。

書類名
変更届出書

様式
別紙様式第二号

	法人番号(13桁)																		
	事業所番号																		
指定を受けた内容を変更した事業所又は施設	名称																		
	所在地																		
サービスの種類																			
変更年月日		年 月 日																	

別紙様式第二号

指定障害福祉サービス事業所/指定障害者支援施設
指定障害児通所支援事業所/指定障害児入所施設
指定特定相談支援事業所/指定一般相談支援事業所/指定障害児相談支援事業所
変更届出書

年 月 日

知事(市区村長) 殿

所在地
名称
代表者氏名

申請者

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

☐ 指定障害福祉サービス事業所等の指定に係る事項の変更の届出先(以下「指定権者」という。)と指定障害福祉サービス事業所等の業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出先(以下「監督権者」という。)が同一の自治体であり、かつ、変更事項が「事業所(施設)の所在地」又は「申請者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」の場合であって、同事項に係る事実の確認に支障がないと認めるときは、監督権者への変更の届出又は届出書への記載については、指定権者への変更の届出があったことをもって省略させることができることとされているので、その場合には左のチェックボックス(□)に✓を付してください。なお、当該変更届出を受理した指定権者は、当該変更届出の写しを監督権者へ回付してください。

法人番号(13桁)

事業所番号

名称

所在地

指定を受けた内容を変更した事業所又は施設

サービスの種類
変更年月日

年 月 日

変更があった事項(該当に○)

変更の内容

事業所(施設)の名称
事業所(施設)の所在地
事業所(施設)の連絡先(電話番号)
申請者の名称
申請者の主たる事務所の所在地
申請者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
法人等の種類
登記事項証明書又は条例等(当該事業に関するものに限る。)
共生型サービスの該当有無
事業所(施設)の構造概要・平面図・設備の概要
障害児対象事業の該当有無
利用する障害児の推定数
利用者又は入所者の定員
管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
サービス管理(提供)責任者又は児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
指定地域相談支援の提供に当たる者又は相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴
運営規程
協力医療機関・協力歯科医療機関の名称・診療科名・契約内容
提携就労支援機関の名称
提供する障害福祉サービス等の種類
第三者委託により提供する障害福祉サービス等の種類等
事業実施形態(事業所の種別等)
従業者の勤務の体制及び勤務形態
その他

(変更前)

(変更後)

1 変更届の提出に際しては、必要書類を添付してください。

2 「変更があった事項」の「変更の内容」は、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように入力してください。

書類名

変更届出書

様式

別紙様式第二号

変更があった事項(該当に○)		変更の内容
	事業所(施設)の名称	(変更前)
	事業所(施設)の所在地	変更前の情報 (例) 児童指導員等加配加算: なし
	事業所(施設)の連絡先(電話番号)	
	申請者の名称	
	申請者の主たる事務所の所在地	
	申請者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
	法人等の種類	
	登記事項証明書又は条例等(当該事業に関するものに限る。)	
	共生型サービスの該当有無	
	事業所(施設)の構造概要・平面図・設備の概要	
	障害児対象事業の該当有無	
	利用する障害児の推定数	変更後の情報 (例) 児童指導員等加配加算: 常勤専従5年以上
	利用者又は入所者の定員	
	管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	
	サービス管理(提供)責任者又は児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	
	指定地域相談支援の提供に当たる者又は相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴	
	運営規程	
	協力医療機関・協力歯科医療機関の名称・診療科名・契約内容	
	提携就労支援機関の名称	
	提供する障害福祉サービス等の種類	
	第三者委託により提供する障害福祉サービス等の種類等	
	事業実施形態(事業所の種別等)	
	従業者の勤務の体制及び勤務形態	
○	その他	

(加算別紙1)

障害児(通所・入所)給付費算定に係る体制等に関する届出書

令和 年 月 日

千葉県知事様

届出者所在地
事業所名
代表者名

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

届出者	フリガナ 名称				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー) 県 都市			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
施設等の状況	フリガナ 名称				
	指定事業所番号	1	2	5	
	主たる事業所の所在地	(郵便番号 ー) 県 都市			
	連絡先	電話番号		FAX番号	

(通所・入所)支援の種類	指定年月日	異動等の区分	異動年月日	異動項目 (※変更の場合)
		1 新規 2 変更 3 終了		

特記事項

変更前

変更後

担当者連絡先

当該書類について、問合わせをする際の担当者名と連絡先を記入してください。

事業者名			
担当者名			
連絡先	電話		FAX
	メール		

注1 「異動等の区分」欄は、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字に「○」を記入してください。

注2 「異動項目」欄は、(別紙1-2)「障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。

注3 「特記事項」欄は、異動の状況について具体的に記載してください。

書類名

障害児(通所・入所)給付費算定
に係る体制等に関する届出書

様式

加算別紙1

記入例

(通所・入所)支援の種類	指定年月日	異動等の区分	異動年月日	異動項目 (※変更の場合)
児童発達支援 放課後等デイサービス	R8.4.1	1 新規 2 変更 3 終了	R8.4.1	児童指導員等 加配体制
特記事項	変更前		変更後	
	児童指導員等加配加算:なし		児童指導員等加配加算:常勤専従5年以上	

2.提出書類 ②共通様式の説明 [障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表]



障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

事業所名												
提供サービス	特例による指定の有無	定員規模 (※1)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等					適用開始日	必要書類等	
各サービス共通					地域区分	11. 一級地 16. 六級地	12. 二級地 17. 七級地	13. 三級地 23. その他	14. 四級地	15. 五級地		
障害児通所給付費	児童発達支援		1. 児童発達支援センター 2. 児童発達支援センター以外	1. 重症心身障害者以外 2. 重症心身障害者	未就学児等支援区分	1. 非該当 2. I 3. II						別紙1
					定員超過	1. なし 2. あり						別紙13
					職員欠如	1. なし 2. あり						
					児童発達支援管理責任者欠如	1. なし 2. あり						
					開所時間減算	1. なし 2. あり						運営規程
					開所時間減算区分(※2)	1. 4時間未満 2. 4時間以上6時間未満						運営規程
					自己評価結果等未公表減算	1. なし 2. あり						
					支援プログラム未公表減算	1. なし 2. あり						
					身体拘束禁止未実施	1. なし 2. あり						
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり						
					虐待相談計画未策定	1. なし 2. あり						
					情報公表未報告	1. なし 2. あり						
					児童指導員等加配体制	1. なし 4. その他従事者 6. 常勤専従(経験5年以上) 7. 常勤専従(経験5年未満) 8. 常勤換算(経験5年以上) 9. 常勤換算(経験5年未満)						別紙15、別紙3、資格証(写)、 実務経験証明書
					看護職員加配体制(重複)	1. なし 2. I 3. II						別紙31、別紙3、資格証(写)
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I						別紙2-1、別紙3、資格証(写)、 実務経験証明書
					栄養士配置体制(※3)	1. なし 2. その他栄養士 3. 常勤栄養士 4. 常勤管理栄養士						別紙4、別紙3、資格証(写)
					食事提供加算区分	1. 非該当 2. I 3. II						別紙19、資格証(写)
					強度行動障害加算体制	1. なし 2. あり						別紙33、別紙3、研修修了証(写)
					送迎体制	1. なし 2. あり						車検証、車両の写真、安全装置の写真(3列シート以上)
					送迎体制(重複)	1. なし 2. あり						別紙22、車検証、車両の写真、安全装置の写真(3列シート以上)
					送迎体制(医ケア)	1. なし 2. あり						別紙22、車検証、車両の写真、安全装置の写真(3列シート以上)
					延長支援体制	1. なし 2. あり						別紙30、運営規程
					専門的支援加算体制	1. なし 2. あり						別紙21-1、別紙21-2、別紙3、資格証(写)、 実務経験証明書
					中核機能強化加算対象	1. なし 2. I 3. II 4. III						別紙24、登録通知書、資格証(写)、実務経験 証明書
					中核機能強化事業所加算対象	1. なし 2. あり						別紙24、登録通知書、資格証(写)、実務経験 証明書
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり						別紙14、資格証(写)
					人工内耳装置用児支援体制	1. なし 2. I 3. II						別紙20、資格証(写)
					入浴支援体制	1. なし 2. あり						別紙26、図面又は写真、安全計画
					福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※9)	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV 6. V						
					福祉・介護職員等処遇改善加算(V)区分(※10)	1. V(1) 2. V(2) 3. V(3) 4. V(4) 5. V(5) 6. V(6) 7. V(7) 8. V(8) 9. V(9) 10. V(10) 11. V(11) 12. V(12) 13. V(13) 14. V(14)						
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当						
					共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当						
					共生型サービス体制強化(※4)	1. 非該当 2. I 3. II 4. III						別紙32、資格証(写)、実務経験証明書
					共生型サービス体制強化(医療的ケア)(※4)	1. なし 2. あり						別紙32、資格証(写)、実務経験証明書
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						
					経過措置対象区分	1. 非該当 2. 該当						

書類名

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

様式

別紙1-2

2.提出書類 ②共通様式の説明 [障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表]



障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

事業所名												
提供サービス	特例による指定の有無	定員規模(※1)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等					適用開始日	必要書類等	
各サービス共通					地域区分	11. 一級地 16. 六級地	12. 二級地 17. 七級地	13. 三級地 23. その他	14. 四級地	15. 五級地		
障害児通所給付費			1. 児童発達支援センター 2. 児童発達支援センター以外	1. 重症心身障害者以外 2. 重症心身障害者	未就学児等支援区分	1. 非該当 2. I 3. II						別紙1
					定員超過	1. なし 2. あり						別紙13
					職員欠如	1. なし 2. あり						
					児童発達支援管理責任者欠如	1. なし 2. あり						
					開所時間減算	1. なし 2. あり						運営規程
					開所時間減算区分(※2)	1. 4時間未満 2. 4時間以上6時間未満						運営規程
					自己評価結果等未公表減算	1. なし 2. あり						
					支援プログラム未公表減算	1. なし 2. あり						
					身体拘束禁止未実施	1. なし 2. あり						
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり						
					虐待相談計画未策定	1. なし 2. あり						
					情報公表未報告	1. なし 2. あり						
					児童指導員等加配体制	1. なし 4. その他従事者 6. 常勤専従(経験5年以上) 7. 常勤専従(経験5年未満) 8. 常勤換算(経験5年以上) 9. 常勤換算(経験5年未満)						別紙15、別紙3、資格証(写)、 実務経験証明書
					看護職員加配体制(重症)	1. なし 2. I 3. II						別紙31、別紙3、資格証(写)
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I						別紙2-1、別紙3、資格証(写)、 実務経験証明書
					栄養士配置体制(※3)	1. なし 2. その他栄養士 3. 常勤栄養士 4. 常勤管理栄養士						別紙4、別紙3、資格証(写)
					食事提供加算区分	1. 非該当 2. I 3. II						別紙19、資格証(写)
					強度行動障害加算体制	1. なし 2. あり						別紙33、別紙3、研修修了証(写)
					送迎体制	1. なし 2. あり						車検証、車両の写真、安全装置の写真(3列シート以上)
					送迎体制(重症)	1. なし 2. あり						別紙22、車検証、車両の写真、安全装置の写真(3列シート以上)
					送迎体制(医ケア)	1. なし 2. あり						別紙22、車検証、車両の写真、安全装置の写真(3列シート以上)
					延長支援体制	1. なし 2. あり						別紙30、運営規程
					専門的支援加算体制	1. なし 2. あり						別紙21-1、別紙21-2、別紙3、資格証(写)、 実務経験証明書
					中核機能強化加算対象	1. なし 2. I 3. II 4. III						別紙24、登録通知書、資格証(写)、実務経験 証明書
					中核機能強化事業所加算対象	1. なし 2. あり						別紙24、登録通知書、資格証(写)、実務経験 証明書
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり						別紙14、資格証(写)
					人工内耳装置用児支援体制	1. なし 2. I 3. II						別紙20、資格証(写)
					入浴支援体制	1. なし 2. あり						別紙26、図面又は写真、安全計画
					福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※9)	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV 6. V						
					福祉・介護職員等処遇改善加算(V)区分(※10)	1. V(1) 2. V(2) 3. V(3) 4. V(4) 5. V(5) 6. V(6) 7. V(7) 8. V(8) 9. V(9) 10. V(10) 11. V(11) 12. V(12) 13. V(13) 14. V(14)						
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当						
					共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当						
					共生型サービス体制強化(※4)	1. 非該当 2. I 3. II 4. III						別紙32、資格証(写)、実務経験証明書
					共生型サービス体制強化(医療的ケア)(※4)	1. なし 2. あり						別紙32、資格証(写)、実務経験証明書
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						
					経過措置対象区分	1. 非該当 2. 該当						

書類名

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

様式

別紙1-2

2.提出書類 ②共通様式の説明 [障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表]



障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

事業所名												
提供サービス	特例による指定の有無	定員規模(※1)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等					適用開始日	必要書類等	
各サービス共通					地域区分	11. 一級地 16. 六級地	12. 二級地 17. 七級地	13. 三級地 23. その他	14. 四級地	15. 五級地		
障害児通所給付費				1. 児童発達支援センター 2. 児童発達支援センター以外	未就学児等支援区分	1. 非該当 2. I 3. II						別紙1
					定員超過	1. なし 2. あり						別紙13
					職員欠如	1. なし 2. あり						
					児童発達支援管理責任者欠如	1. なし 2. あり						
					開所時間減算	1. なし 2. あり						運営規程
					開所時間減算区分(※2)	1. 4時間未満 2. 4時間以上6時間未満						運営規程
					自己評価結果等未公表減算	1. なし 2. あり						
					支援プログラム未公表減算	1. なし 2. あり						
					身体拘束禁止未実施	1. なし 2. あり						
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり						
					虐待相談計画未策定	1. なし 2. あり						
					情報公表未報告	1. なし 2. あり						
					児童指導員等加配体制	1. なし 4. その他従事者 6. 常勤専従(経験5年以上) 7. 常勤専従(経験5年未満) 8. 常勤換算(経験5年以上) 9. 常勤換算(経験5年未満)						別紙15、別紙3、資格証(写)、 実務経験証明書
					看護職員加配体制(重複)	1. なし 2. I 3. II						別紙31、別紙3、資格証(写)
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I						別紙2-1、別紙3、資格証(写)、 実務経験証明書
					栄養士配置体制(※3)	1. なし 2. その他栄養士 3. 常勤栄養士 4. 常勤管理栄養士						別紙4、別紙3、資格証(写)
					食事提供加算区分	1. 非該当 2. I 3. II						別紙19、資格証(写)
					強度行動障害加算体制	1. なし 2. あり						別紙33、別紙3、研修修了証(写)
					送迎体制	1. なし 2. あり						車検証、車両の写真、安全装置の写真(3列シート以上)
					送迎体制(重複)	1. なし 2. あり						別紙22、車検証、車両の写真、安全装置の写真(3列シート以上)
					送迎体制(医ケア)	1. なし 2. あり						別紙22、車検証、車両の写真、安全装置の写真(3列シート以上)
					延長支援体制	1. なし 2. あり						別紙30、運営規程
					専門的支援加算体制	1. なし 2. あり						別紙21-1、別紙21-2、別紙3、資格証(写)、 実務経験証明書
					中核機能強化加算対象	1. なし 2. I 3. II 4. III						別紙24、登録通知書、資格証(写)、実務経験 証明書
					中核機能強化事業所加算対象	1. なし 2. あり						別紙24、登録通知書、資格証(写)、実務経験 証明書
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり						別紙14、資格証(写)
					人工内耳装置用児支援体制	1. なし 2. I 3. II						別紙20、資格証(写)
					入浴支援体制	1. なし 2. あり						別紙26、図面又は写真、安全計画
					福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※9)	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV 6. V						
					福祉・介護職員等処遇改善加算(V)区分(※10)	1. V(1) 2. V(2) 3. V(3) 4. V(4) 5. V(5) 6. V(6) 7. V(7) 8. V(8) 9. V(9) 10. V(10) 11. V(11) 12. V(12) 13. V(13) 14. V(14)						
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当						
					共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当						
					共生型サービス体制強化(※4)	1. 非該当 2. I 3. II 4. III						別紙32、資格証(写)、実務経験証明書
					共生型サービス体制強化(医療的ケア)(※4)	1. なし 2. あり						別紙32、資格証(写)、実務経験証明書
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						
					経過措置対象区分	1. 非該当 2. 該当						

書類名

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

様式

別紙1-2

2.提出書類 ②共通様式の説明 [障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表]



障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

					事業所名							
提供サービス	特例による指定の有無	定員規模(※1)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等		適用開始日	必要書類等				
各サービス共通					地域区分	11. 一級地 16. 六級地	12. 二級地 17. 七級地	13. 三級地 23. その他	14. 四級地	15. 五級地		
障害児通所給付費	児童発達支援		1. 児童発達支援センター 2. 児童発達支援センター以外	1. 重症心身障害者以外 2. 重症心身障害者	未就学児等支援区分	1. 非該当 2. I 3. II						別紙1
					定員超過	1. なし 2. あり						別紙13
					職員欠如	1. なし 2. あり						
					児童発達支援管理責任者欠如	1. なし 2. あり						
					開所時間減算	1. なし 2. あり						運営規程
					開所時間減算区分(※2)	1. 4時間未満 2. 4時間以上6時間未満						運営規程
					自己評価結果等未公表減算	1. なし 2. あり						
					支援プログラム未公表減算	1. なし 2. あり						
					身体拘束禁止未実施	1. なし 2. あり						
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり						
					業務継続計画未策定	1. なし 2. あり						
					情報公表未報告	1. なし 2. あり						
					児童指導員等加配体制	1. なし 4. その他従事者 6. 常勤専従(経験5年以上) 7. 常勤専従(経験5年未満) 8. 常勤換算(経験5年以上) 9. 常勤換算(経験5年未満)						別紙15、別紙3、資格証(等)、 実務経験証明書
					看護職員加配体制(重複)	1. なし 2. I 3. II						別紙31、別紙3、資格証(等)
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I						別紙2-1、別紙3、資格証(等)、 実務経験証明書
					栄養士配置体制(※3)	1. なし 2. その他栄養士 3. 常勤栄養士 4. 常勤管理栄養士						別紙4、別紙3、資格証(等)
					食事提供加算区分	1. 非該当 2. I 3. II						別紙19、資格証(等)
					強度行動障害加算体制	1. なし 2. あり						別紙33、別紙3、研修修了証(等)
					送迎体制	1. なし 2. あり						車検証、車両の写真、安全装置の写真(3列シート以上)
					送迎体制(重複)	1. なし 2. あり						別紙22、車検証、車両の写真、安全装置の写真(3列シート以上)
					送迎体制(医ケア)	1. なし 2. あり						別紙22、車検証、車両の写真、安全装置の写真(3列シート以上)
					延長支援体制	1. なし 2. あり						別紙30、運営規程
					専門的支援加算体制	1. なし 2. あり						別紙21-1、別紙21-2、別紙3、資格証(等)、 実務経験証明書
					中核機能強化加算対象	1. なし 2. I 3. II 4. III						別紙24、登録通知書、資格証(等)、実務経験 証明書
					中核機能強化事業所加算対象	1. なし 2. あり						別紙24、登録通知書、資格証(等)、実務経験 証明書
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり						別紙14、資格証(等)
					人工内耳装置用児支援体制	1. なし 2. I 3. II						別紙20、資格証(等)
					入浴支援体制	1. なし 2. あり						別紙26、図面又は写真、安全計画
					福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※9)	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV 6. V						
					福祉・介護職員等処遇改善加算(V)区分(※10)	1. V(1) 2. V(2) 3. V(3) 4. V(4) 5. V(5) 6. V(6) 7. V(7) 8. V(8) 9. V(9) 10. V(10) 11. V(11) 12. V(12) 13. V(13) 14. V(14)						
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当						
					共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当						
					共生型サービス体制強化(※4)	1. 非該当 2. I 3. II 4. III						別紙32、資格証(等)、実務経験証明書
					共生型サービス体制強化(医療的ケア)(※4)	1. なし 2. あり						別紙32、資格証(等)、実務経験証明書
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						
					経過措置対象区分	1. 非該当 2. 該当						

書類名

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

様式

別紙1-2

■ 地域区分

1級地	該当なし
2級地	
3級地	千葉市、成田市、浦安市
4級地	船橋市、習志野市、袖ヶ浦市、印西市
5級地	市川市、松戸市、佐倉市、市原市、八千代市、四街道市、栄町
6級地	木更津市、野田市、茂原市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、白井市、酒々井町
7級地	東金市、君津市、富津市、八街市、富里市、長柄町、長南町
その他	上記以外の市町村

■基本報酬

児童発達支援	定員規模、施設等区分、主たる対象、共生型サービスの該当有無、未就学児等支援区分、時間区分、医療的ケア区分に応じた報酬区分
--------	--

放課後等 デイサービス	定員規模、主たる障害種別、時間区分、医療的ケア区分に応じた報酬区分
----------------	-----------------------------------

■時間区分

時間区分1	30分以上1時間30分以下
時間区分2	1時間30分超～3時間以下
時間区分3	3時間超～5時間以下

■基本報酬

児童発達支援	定員規模、施設等区分、主たる対象、共生型サービスの該当有無、未就学児等支援区分、時間区分、医療的ケア区分に応じた報酬区分
放課後等 デイサービス	定員規模、主たる障害種別、時間区分、医療的ケア区分に応じた報酬区分

■時間区分

時間区分1	30分以上1時間30分以下
時間区分2	1時間30分超～3時間以下
時間区分3	3時間超～5時間以下

■基本報酬

児童発達支援	定員規模、施設等区分、主たる対象、共生型サービスの該当有無、未就学児等支援区分、時間区分、医療的ケア区分に応じた報酬区分
放課後等 デイサービス	定員規模、主たる障害種別、時間区分、医療的ケア区分に応じた報酬区分

■時間区分

時間区分1	30分以上1時間30分以下
時間区分2	1時間30分超～3時間以下
時間区分3	3時間超～5時間以下

■主な減算

定員超過利用減算

人員欠如減算

児童発達支援管理責任者欠如減算

個別支援計画未作成減算

情報公表未報告減算

業務継続計画未策定減算

身体拘束廃止未実施減算

虐待防止措置未実施減算

■定員超過利用減算

以下の条件に該当する場合、加算算定前の単位数に対し70%を算定
※多機能型事業所の場合、サービスごとの利用定員及び利用者数により超過利用人数を算定(減算適用もサービスごと)

1日当たりの 利用実績	定員が51人以上の 事業所	1日の利用者数が [利用定員 + (利用定員 - 50) × (25 / 100) + 25]を超える場合	当該1日 について 利用者全員 につき減算
	定員が50人以下の 事業所	1日の利用者数が [利用定員 × (150 / 100)]を超える場合	
直近3か月 間の 利用実績	定員が12人以上の 事業所	直近の過去3月間の利用者の延べ数が、 [(利用定員 × 開所日数) × (125 / 100)]を超える場合	当該1月間 について 利用者全員 につき減算
	定員が11人以下の 事業所	直近の過去3月間の利用者の延べ数が、 [(利用定員 + 3) × 開所日数]を超える場合	

(加算別紙3)

障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート

令和年度分

● 定員超過利用減算は過去3ヶ月分の利用状況により算出するため、定員超過が生じた場合、当該月の前後2ヶ月についても利用者数等を入力すること。

※ 例えば、4月に定員超過が生じたときは、2月、3月、5月、6月にも入力が必要。前年度の2月に定員超過が生じたときは、1月、3月、4月に入力が必要（欄が無い前年度12月以前は記入不要）。

※ 本シートを作成する「定員超過が生じた場合」は、1日でも利用定員を超過した日があるときも含み、また、災害等やむを得ない事由により定員超過となっている場合も含めるものとする。

● 本様式により定員超過利用減算の算定が不要と確認した月であっても、当該月のうち、1日に利用定員の150%を超えるなど一定の範囲を超えて障害児を受け入れた日がある場合には、当該日について定員超過利用減算の算定が必要となる点に留意すること。

事業所名															
提供サービス名															
提供単位(単位分けを行っている場合のみ記入)															

水色のセルに入力をしてください。
(色のないセルは自動入力です。)

★ 数字の入力方法や、⑧に表示される用語の意味については、「記載例・表示内容の説明」のシートもご確認ください。

		前年度			令和 0 年度											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	延べ利用者数(人) (注1)															
②	過去3月間の延べ利用者数(人)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③	利用定員(人)															
④	開所日数(日)															
⑤	利用定員×開所日数 (③×④)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥	受入可能延べ利用者数(人) (注2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦	過去3月間の受入可能延べ利用者の 合計数(人)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧	定員超過利用減算の算定の要否 (②>⑦=減算必要)				error	error	error	error	error	error	error	error	error	error	error	error

書類名

障害児通所支援事業所
における定員超過利用
減算対象確認シート

様式

加算別紙3

■人員欠如減算

指定基準に定めている人員基準を満たしていない場合に、以下に応じて減算

※[実際に配置された延べ人数／基準上必要な延べ人数]が1割を超えて欠如している若しくは1割以下の欠如かで適用開始時期が異なる

例)[40人／(2人×25営業日)=0.8]→2割の欠如
※ただし、欠如月の末日時点で基準を満たしている場合は、減算の対象とならない

減算の適用	
1割を超えた欠如	欠如した月の翌月から減算適用開始・欠如が解消された月まで減算適用 ※例) 4月15日に人員が欠如し、8月1日に配置された場合5月分から8月分まで適用
1割未満の欠如	欠如した月の翌々月から減算適用開始・欠如が解消された月まで減算適用 ※例) 4月15日に人員が欠如し、8月1日に配置された場合6月分から8月分まで適用
減算の算定単位数割合	
減算適用1月目から2月目	加算算定前の単位数に対し70%を利用者全員について算定
減算適用3月目以降	加算算定前の単位数に対し50%を利用者全員について算定

■児童発達支援管理責任者欠如減算

児童発達支援管理責任者が欠如した場合、
その翌々月から欠如が解消した月まで利用者全員について減算が適用される
※ただし、翌月の末日時点で常勤かつ専任の児童発達支援管理責任者が配置されている場合は減算の対象とならない
※常勤の児童発達支援管理責任者を配置すべき事業所において、
非常勤の児童発達支援管理責任者のみが配置されている場合も、同様に減算対象

欠如した翌々月 から解消した月 までの算定単位	減算適用1月日から4月目	加算算定前の単位数に対し70%を算定
	減算適用5月目以降	加算算定前の単位数に対し50%を算定

【減算適用時期の例】
4月15日に児童発達支援管理責任者が欠如し、8月1日に配置された場合
欠如した月の翌々月である6月分から減算適用を開始し欠如が解消した月である8月分までが減算対象となる

■個別支援計画未作成減算

個別支援計画の作成・見直しが適切に行われていない場合、当該利用者について減算事由に該当する月から、その状態が解消した月の前月まで減算が適用される

該当月から解消した前月までの算定単位	減算適用1月日から2月目	加算算定前の単位数に対し70%を算定
	減算適用3月目以降	加算算定前の単位数に対し50%を算定

【減算適用時期の例】
4月15日に減算事由に該当し、8月1日に解消された場合
該当した月である4月分から減算適用を開始し、解消した月の前月である7月分までが減算対象となる

情報公表未報告減算	サービス内容や運営状況を報告(公表)が適切に行われていない場合
業務継続計画 未策定減算	計画の策定、研修及び訓練の定期的な実施等の 必要な措置が講じられていない場合
身体拘束廃止 未実施減算	身体拘束等に係る記録、身体拘束適正化検討委員会の開催、 身体拘束等の適正化のための指針の整備、研修が適切に実施されていない場合
虐待防止措置 未実施減算	虐待防止委員会の開催、虐待防止のための研修、 虐待防止担当者の配置が適切に行われていない場合

※事業を行うにあたって実施が必須となるものであり未報告・未実施の場合は減算の対象となる

■主な加算

児童指導員等加配加算

専門的支援加算体制

福祉専門職員配置等加算

送迎加算

福祉・介護職員等処遇改善加算

■児童指導員等加配加算

【主要要件】

- ・基準人員に加え、児童指導員等(※)又はその他の従業者を1以上配置した場合に算定可能
※児童指導員、保育士、理学療法士、言語聴覚士、
強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者等
- ・追加で配置した人員(加配人員)の勤務形態や経験年数により算定できる単位数が異なる

児童指導員等	常勤専従・経験5年以上
	常勤専従・経験5年未満
	常勤換算・経験5年以上
	常勤換算・経験5年未満
その他の従業者	その他

■児童指導員等加配加算

【必要な添付書類】

- ・従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表
 - ・児童指導員等加配加算に関する届出書
 - ・加配人員に係る資格証等
 - ・加配人員の実務経験証明書(必要な場合)
-

(別紙62)

年 月 日

児童指導員等加配加算に関する届出書

事業所・施設の名称			
サービス種別	① 児童発達支援 ② 放課後等デイサービス ③ ①・②の多機能		
1 異動区分	① 新規 ② 変更 ③ 終了		
2 従業員の状況	①常勤専従で児童指導員等を配置する場合		
	単位①	単位②	
	基準人数の総数 A	人	人
	従業員の総数 B	人	人
	うち経験5年以上の児童指導員等の員数（常勤専従）	人	人
		人	人
	②③以外の場合		
	単位①	単位②	
	基準人数の総数 A	人	人
	従業員の総数 B（常勤換算）	人	人
	うち経験5年以上の児童指導員等の員数（常勤換算）	人	人
		人	人
	うち児童指導員等の員数（常勤換算）	人	人
	うちその他の従業員の員数（常勤換算）	人	人
	加配人数（B－A）	人	人
児童指導員等加配加算算定区分	ア 児童指導員等（常勤専従・経験5年以上） イ 児童指導員等（常勤専従）	ア 児童指導員等（常勤専従・経験5年以上） イ 児童指導員等（常勤専従）	
	ウ 児童指導員等（常勤換算・経験5年以上） エ 児童指導員等（常勤換算）	ウ 児童指導員等（常勤換算・経験5年以上） エ 児童指導員等（常勤換算）	
	オ その他従業者	オ その他従業者	

書類名

児童指導員等加配加算
に関する届出書

様式

別紙62

■専門的支援加算体制

①専門的支援体制加算

基準人員に加え、専門職員として理学療法士等(※)を1以上配置(常勤換算)した場合に算定可能

※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員、資格取得・任用から5年以上児童福祉事業に従事した経験のある保育士又は児童指導員

②専門的支援実施加算

理学療法士等が「専門的支援実施計画」を作成し、当該計画に基づき支援を行った場合に算定可能
(常勤換算でなく単なる配置で可。基準人員等によることも可)

■専門的支援加算体制

【必要な添付書類】

-
- ・従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表
 - ・専門的支援体制加算に関する届出書
 - ・専門的支援実施加算に関する届出書
 - ・理学療法士等に係る資格証
 - ・実務経験証明書(児童指導員・保育士の場合)
-

書類名

専門的支援体制加算に関する届出書

様式

別紙69

(別紙69)

年 月 日

専門的支援体制加算に関する届出書

事業所・施設の名称			
サービス種別	① 児童発達支援 ② 放課後等デイサービス ③ ①・②の多機能		
1 異動区分	① 新規 ② 変更 ③ 終了		
2 従業員の状況		単位①	単位②
	基準人数の総数 A	人	人
	従業員の総数 B (常勤換算)	人	人
	うち理学療法士等の員数 (保育士及び児童指導員を除く。)	人	人
	うち5年以上保育士の員数	人	人
	うち5年以上児童指導員の員数	人	人
	加配人数 (B-A)	人	人
	専門的支援体制加算の算定対象となる従業員	ア 理学療法士等 (保育士及び児童指導員を除く。) イ 5年以上保育士 ウ 5年以上児童指導員	ア 理学療法士等 (保育士及び児童指導員を除く。) イ 5年以上保育士 ウ 5年以上児童指導員

備考1 「サービス種別」、「異動区分」欄については、該当する番号に○を付してください。

2 「従業員の状況」には、サービス毎に単位を分けている場合は、それぞれの員数を単位別に記載してください。

3 多機能型 (人員配置特例の利用なし) の場合は、「従業員の状況」単位①・②欄にそれぞれ児童発達支援と放課後等デイサービスの「基準人数」等をそれぞれ記載してください。

4 「うち理学療法士等の員数 (保育士及び児童指導員を除く。)」には、サービス毎に配置されている理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員又は視覚障害者の生活訓練の養成を行う研修を終了した従業員の数を単位別に記載してください。

5 「うち5年以上保育士の員数」には、保育士の資格を得てから5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する保育士の数を単位別に記載してください。

6 「うち5年以上児童指導員の員数」には、児童指導員として任用されてから5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員の数を単位別に記載してください。

7 5年以上児童福祉事業に従事した経験については、実務経験を証明する書類を添付してください。

8 算定対象となる従業員については、該当項目に○を付してください。

9 資格等を求める配置については、配置する職員の資格等を証明する書類を添付してください。

10 「算定に必要な従業員」とは、障害児に対して一定の割合で配置する必要がある児童指導員又は保育士のみを指すのではなく、指定基準に定める全ての職種を指したものです。よって、例えば、児童指導員や保育士を指定基準で置くこととしている員数+1の配置がされていても、児童発達支援管理責任者に欠如が生じている等の場合は、本加算を算定することはできない点に留意ください。

(別紙70)

年 月 日

専門的支援実施加算に関する届出書

1 事業所の名称		
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了	

3 理学療法士等	理学療法士	名
	作業療法士	名
	言語聴覚士	名
	心理担当職員	名
	保育士（児童福祉事業経験5年以上）	名
	児童指導員（児童福祉事業経験5年以上）	名
	視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者	名

備考1

「異動区分」欄については、該当する番号に○を付してください。

2 配置する職員の資格を証明する書類を添付してください。

3 保育士・児童指導員については実務経験を証明する書類を添付してください。

4 保育士・児童指導員については、資格を得てから5年以上児童福祉事業に従事した経験を有している必要があります。

5 資格等を求める配置については、配置する職員の資格等を証明する書類を添付してください。

書類名

専門的支援実施加算に関する届出書

様式

別紙70

2.提出書類 ③主な加算・減算【福祉専門職員配置等加算】

書類名

福祉専門職員配置等加算に関する届出書

様式

別紙3-1

(別紙3-1)

年 月 日

福祉専門職員配置等加算に関する届出書

(療養介護・生活介護・自立訓練(機能訓練・生活訓練)・就労選択支援・就労移行支援・就労継続支援・自立生活援助・共同生活援助・児童発達支援・放課後等デイサービス・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設)

1 事業所・施設の名称

2 異動区分

1 新規 2 変更 3 終了

3 サービスの種類

4 届出項目

1 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) ※有資格者35%以上

2 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) ※有資格者25%以上

3 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) ※常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上

※生活介護のみ福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定とともに(Ⅲ)も算定可能である。

5 社会福祉士等の状況

① 生活支援員等の総数(常勤)

人

② ①のうち社会福祉士等の総数(常勤)

人

→ ①に占める②の割合が25%又は35%以上

有・無

6 常勤職員の状況

① 生活支援員等の総数(常勤換算)

人

② ①のうち常勤の者の数

人

→ ①に占める②の割合が75%以上

有・無

7 勤続年数の状況

① 生活支援員等の総数(常勤)

人

② ①のうち勤続年数3年以上の者の数

人

→ ①に占める②の割合が30%以上

有・無

注1 常勤とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成18年12月6日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第二の2の(3)に定義する「常勤」をいう。

注2 生活支援員等とは、
○療養介護にあつては、生活支援員
○生活介護にあつては、生活支援員又は共生型生活介護従業者
○自立訓練(機能訓練)にあつては、生活支援員又は共生型自立訓練(機能訓練)従業者
○自立訓練(生活訓練)にあつては、生活支援員、地域移行支援員又は共生型自立訓練(生活訓練)従業者
○就労選択支援にあつては、就労選択支援員
○就労移行支援にあつては、職業指導員、生活支援員又は就労支援員
○就労継続支援A型・B型にあつては、職業指導員又は生活支援員
○自立生活援助にあつては、地域生活支援員
○共同生活援助にあつては、世話人又は生活支援員(外部サービス利用型にあつては、世話人)
○児童発達支援にあつては、加算(Ⅰ)(Ⅱ)においては、児童指導員、障害福祉サービス経験者又は共生型児童発達支援従業者、加算(Ⅲ)においては、児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者又は共生型児童発達支援従業者
○放課後等デイサービスにあつては、加算(Ⅰ)(Ⅱ)においては、児童指導員、障害福祉サービス経験者又は共生型放課後等デイサービス従業者、加算(Ⅲ)においては、児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者又は共生型放課後等デイサービス従業者
○福祉型障害児入所施設にあつては、加算(Ⅰ)(Ⅱ)においては、児童指導員、加算(Ⅲ)においては、児童指導員又は保育士
○医療型障害児入所施設にあつては、加算(Ⅰ)(Ⅱ)においては、児童指導員又は指定発達医療機関の職員、加算(Ⅲ)においては、児童指導員若しくは保育士又は指定発達医療機関の職員のことをいう。

4 届出項目

1 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) ※有資格者35%以上

2 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) ※有資格者25%以上

3 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) ※常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上

※生活介護のみ福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定とともに(Ⅲ)も算定可能である。

5 社会福祉士等の状況

① 生活支援員等の総数(常勤)

人

② ①のうち社会福祉士等の総数(常勤)

人

→ ①に占める②の割合が25%又は35%以上

有・無

6 常勤職員の状況

① 生活支援員等の総数(常勤換算)

人

② ①のうち常勤の者の数

人

→ ①に占める②の割合が75%以上

有・無

7 勤続年数の状況

① 生活支援員等の総数(常勤)

人

② ①のうち勤続年数3年以上の者の数

人

→ ①に占める②の割合が30%以上

有・無

※加算(Ⅰ)(Ⅱ)を算定する場合
児童指導員、共生型児童発達
支援従業者、共生型放課後等
デイサービス従業者となる

※加算(Ⅲ)を算定する場合
加算(Ⅰ)(Ⅱ)の従業者に
保育士を加え算定

2.提出書類 ③主な加算・減算【福祉専門職員配置等加算】

書類名

福祉専門職員配置等加算に関する届出書

様式

別紙3-1

(別紙3-1)

年 月 日

福祉専門職員配置等加算に関する届出書

(療養介護・生活介護・自立訓練(機能訓練・生活訓練)・就労選択支援・就労移行支援・就労継続支援・自立生活援助・共同生活援助・児童発達支援・放課後等デイサービス・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設)

1 事業所・施設の名称

2 異動区分

1 新規2 変更3 終了

3 サービスの種類

4 届出項目

1 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) ※有資格者35%以上

2 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) ※有資格者25%以上

3 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) ※常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上

※生活介護のみ福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定とともに(Ⅲ)も算定可能である。

5 社会福祉士等の状況

①生活支援員等の総数(常勤)

人

②①のうち社会福祉士等の総数(常勤)

人

→ ①に占める②の割合が25%又は35%以上

有・無

6 常勤職員の状況

①生活支援員等の総数(常勤換算)

人

②①のうち常勤の者の数

人

→ ①に占める②の割合が75%以上

有・無

7 勤続年数の状況

①生活支援員等の総数(常勤)

人

②①のうち勤続年数3年以上の者の数

人

→ ①に占める②の割合が30%以上

有・無

注1 常勤とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成18年12月6日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第二の2の(3)に定義する「常勤」をいう。

注2 生活支援員等とは、
○療養介護にあつては、生活支援員
○生活介護にあつては、生活支援員又は共生型生活介護従業者
○自立訓練(機能訓練)にあつては、生活支援員又は共生型自立訓練(機能訓練)従業者
○自立訓練(生活訓練)にあつては、生活支援員、地域移行支援員又は共生型自立訓練(生活訓練)従業者
○就労選択支援にあつては、就労選択支援員
○就労移行支援にあつては、職業指導員、生活支援員又は就労支援員
○就労継続支援A型・B型にあつては、職業指導員又は生活支援員
○自立生活援助にあつては、地域生活支援員
○共同生活援助にあつては、世話人又は生活支援員(外部サービス利用型にあつては、世話人)
○児童発達支援にあつては、加算(Ⅰ)(Ⅱ)においては、児童指導員、障害福祉サービス経験者又は共生型児童発達支援従業者、加算(Ⅲ)においては、児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者又は共生型児童発達支援従業者
○放課後等デイサービスにあつては、加算(Ⅰ)(Ⅱ)においては、児童指導員、障害福祉サービス経験者又は共生型放課後等デイサービス従業者、加算(Ⅲ)においては、児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者又は共生型放課後等デイサービス従業者
○福祉型障害児入所施設にあつては、加算(Ⅰ)(Ⅱ)においては、児童指導員、加算(Ⅲ)においては、児童指導員又は保育士
○医療型障害児入所施設にあつては、加算(Ⅰ)(Ⅱ)においては、児童指導員又は指定発達医療機関の職員、加算(Ⅲ)においては、児童指導員若しくは保育士又は指定発達医療機関の職員のことをいう。

4 届出項目

1 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) ※有資格者35%以上

2 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) ※有資格者25%以上

3 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) ※常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上

※生活介護のみ福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定とともに(Ⅲ)も算定可能である。

5 社会福祉士等の状況

①生活支援員等の総数(常勤)

人

②①のうち社会福祉士等の総数(常勤)

人

→ ①に占める②の割合が25%又は35%以上

有・無

6 常勤職員の状況

①生活支援員等の総数(常勤換算)

人

②①のうち常勤の者の数

人

→ ①に占める②の割合が75%以上

有・無

7 勤続年数の状況

①生活支援員等の総数(常勤)

人

②①のうち勤続年数3年以上の者の数

人

→ ①に占める②の割合が30%以上

有・無

※加算(Ⅰ)(Ⅱ)を算定する場合
児童指導員、共生型児童発達
支援従業者、共生型放課後等
デイサービス従業者となる

※加算(Ⅲ)を算定する場合
加算(Ⅰ)(Ⅱ)の従業者に
保育士を加え算定

（別紙3－1）

年 月 日

福祉専門職員配置等加算に関する届出書

（療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労選択支援・就労移行支援・就労継続支援・自立生活援助・共同生活援助・児童発達支援・放課後等デイサービス・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設）

1 事業所・施設の名称

2 異動区分

1 新規 2 変更 3 終了

3 サービスの種類

4 届出項目

1 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） ※有資格者35%以上

2 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） ※有資格者25%以上

3 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） ※常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上

※生活介護のみ福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定とともに（Ⅲ）も算定可能である。

5 社会福祉士等の状況

① 生活支援員等の総数（常勤）

人

② ①のうち社会福祉士等の総数（常勤）

人

→ ①に占める②の割合が25%又は35%以上

有・無

6 常勤職員の状況

① 生活支援員等の総数（常勤換算）

人

② ①のうち常勤の者の数

人

→ ①に占める②の割合が75%以上

有・無

7 勤続年数の状況

① 生活支援員等の総数（常勤）

人

② ①のうち勤続年数3年以上の者の数

人

→ ①に占める②の割合が30%以上

有・無

注1 常勤とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第二の2の（3）に定義する「常勤」をいう。

注2 生活支援員等とは、
○療養介護にあつては、生活支援員
○生活介護にあつては、生活支援員又は共生型生活介護従業者
○自立訓練（機能訓練）にあつては、生活支援員又は共生型自立訓練（機能訓練）従業者
○自立訓練（生活訓練）にあつては、生活支援員、地域移行支援員又は共生型自立訓練（生活訓練）従業者
○就労選択支援にあつては、就労選択支援員
○就労移行支援にあつては、職業指導員、生活支援員又は就労支援員
○就労継続支援A型・B型にあつては、職業指導員又は生活支援員
○自立生活援助にあつては、地域生活支援員
○共同生活援助にあつては、世話人又は生活支援員（外部サービス利用型にあつては、世話人）
○児童発達支援にあつては、加算（Ⅰ）（Ⅱ）においては、児童指導員、障害福祉サービス経験者又は共生型児童発達支援従業者、加算（Ⅲ）においては、児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者又は共生型児童発達支援従業者
○放課後等デイサービスにあつては、加算（Ⅰ）（Ⅱ）においては、児童指導員、障害福祉サービス経験者又は共生型放課後等デイサービス従業者、加算（Ⅲ）においては、児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者又は共生型放課後等デイサービス従業者
○福祉型障害児入所施設にあつては、加算（Ⅰ）（Ⅱ）においては、児童指導員、加算（Ⅲ）においては、児童指導員又は保育士
○医療型障害児入所施設にあつては、加算（Ⅰ）（Ⅱ）においては、児童指導員又は指定発達医療機関の職員、加算（Ⅲ）においては、児童指導員若しくは保育士又は指定発達医療機関の職員のことをいう。

書類名

福祉専門職員配置等加算に関する届出書

様式

別紙3-1

4 届出項目

1 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） ※有資格者35%以上

2 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） ※有資格者25%以上

3 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） ※常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上

※生活介護のみ福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定とともに（Ⅲ）も算定可能である。

5 社会福祉士等の状況

① 生活支援員等の総数（常勤）

人

② ①のうち社会福祉士等の総数（常勤）

人

→ ①に占める②の割合が25%又は35%以上

有・無

6 常勤職員の状況

① 生活支援員等の総数（常勤換算）

人

② ①のうち常勤の者の数

人

→ ①に占める②の割合が75%以上

有・無

7 勤続年数の状況

① 生活支援員等の総数（常勤）

人

② ①のうち勤続年数3年以上の者の数

人

→ ①に占める②の割合が30%以上

有・無

2.提出書類 ③主な加算・減算【福祉専門職員配置等加算】



書類名

福祉専門職員配置等加算に関する届出書

様式

別紙3-1

(別紙3-1)

年 月 日

福祉専門職員配置等加算に関する届出書

(療養介護・生活介護・自立訓練(機能訓練・生活訓練)・就労選択支援・就労移行支援・就労継続支援・自立生活援助・共同生活援助・児童発達支援・放課後等デイサービス・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設)

1 事業所・施設の名称

2 異動区分

1 新規 2 変更 3 終了

3 サービスの種類

4 届出項目

1 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) ※有資格者35%以上

2 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) ※有資格者25%以上

3 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) ※常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上

※生活介護のみ福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定とともに(Ⅲ)も算定可能である。

5 社会福祉士等の状況

① 生活支援員等の総数(常勤)

人

② ①のうち社会福祉士等の総数(常勤)

人

→ ①に占める②の割合が25%又は35%以上

有・無

6 常勤職員の状況

① 生活支援員等の総数(常勤換算)

人

② ①のうち常勤の者の数

人

→ ①に占める②の割合が75%以上

有・無

7 勤続年数の状況

① 生活支援員等の総数(常勤)

人

② ①のうち勤続年数3年以上の者の数

人

→ ①に占める②の割合が30%以上

有・無

注1 常勤とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成18年12月6日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第二の2の(3)に定義する「常勤」をいう。

注2 生活支援員等とは、
○療養介護にあつては、生活支援員
○生活介護にあつては、生活支援員又は共生型生活介護従業者
○自立訓練(機能訓練)にあつては、生活支援員又は共生型自立訓練(機能訓練)従業者
○自立訓練(生活訓練)にあつては、生活支援員、地域移行支援員又は共生型自立訓練(生活訓練)従業者
○就労選択支援にあつては、就労選択支援員
○就労移行支援にあつては、職業指導員、生活支援員又は就労支援員
○就労継続支援A型・B型にあつては、職業指導員又は生活支援員
○自立生活援助にあつては、地域生活支援員
○共同生活援助にあつては、世話人又は生活支援員(外部サービス利用型にあつては、世話人)
○児童発達支援にあつては、加算(Ⅰ)(Ⅱ)においては、児童指導員、障害福祉サービス経験者又は共生型児童発達支援従業者、加算(Ⅲ)においては、児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者又は共生型児童発達支援従業者
○放課後等デイサービスにあつては、加算(Ⅰ)(Ⅱ)においては、児童指導員、障害福祉サービス経験者又は共生型放課後等デイサービス従業者、加算(Ⅲ)においては、児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者又は共生型放課後等デイサービス従業者
○福祉型障害児入所施設にあつては、加算(Ⅰ)(Ⅱ)においては、児童指導員、加算(Ⅲ)においては、児童指導員又は保育士
○医療型障害児入所施設にあつては、加算(Ⅰ)(Ⅱ)においては、児童指導員又は指定発達医療機関の職員、加算(Ⅲ)においては、児童指導員若しくは保育士又は指定発達医療機関の職員のことをいう。

4 届出項目

1 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) ※有資格者35%以上

2 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) ※有資格者25%以上

3 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) ※常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上

※生活介護のみ福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定とともに(Ⅲ)も算定可能である。

5 社会福祉士等の状況

① 生活支援員等の総数(常勤)

人

② ①のうち社会福祉士等の総数(常勤)

人

→ ①に占める②の割合が25%又は35%以上

有・無

6 常勤職員の状況

① 生活支援員等の総数(常勤換算)

人

② ①のうち常勤の者の数

人

→ ①に占める②の割合が75%以上

有・無

7 勤続年数の状況

① 生活支援員等の総数(常勤)

人

② ①のうち勤続年数3年以上の者の数

人

→ ①に占める②の割合が30%以上

有・無

※加算(Ⅰ)(Ⅱ)を算定する場合
児童指導員、共生型児童発達
支援従業者、共生型放課後等
デイサービス従業者となる

※加算(Ⅲ)を算定する場合
加算(Ⅰ)(Ⅱ)の従業者に
保育士を加え算定

(別紙67)

年 月 日

送迎加算に関する届出書（重症心身障害児・医療的ケア児）

1 事業所の名称				
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了			
3 サービス種別	① 児童発達支援（児童発達支援センター又は主として重症心身障害児を 通わせる事業所で行われるものを除く） ② 児童発達支援（児童発達支援センター又は主として重症心身障害児を 通わせる事業所で行われるものに限る） ③ 放課後等デイサービス			
4 送迎の対象に 含まれる児童	1 重症心身障害児 2 医療的ケア児 3 1及び2			
5 送迎の体制 （運転手以外）		氏名	職種	喀痰吸引等の 実施可否
	1			
	2			
	3			
	計			

備考1 「異動区分」欄及び「サービス種別」欄については、該当する番号に○を付してください。

2 重症心身障害児又は医療的ケア児に対して支援を提供する児童発達支援事業所、児童発達支援センター、放課後等デイサービス事業所においてそれぞれ作成してください。

3 「送迎の対象に含まれる児童」欄については、1から3のうちいずれかの番号に○を付してください。

4 「喀痰吸引等の実施可否」欄については、送迎同乗者が実施可能な医療的ケアについて記載してください。

書類名

送迎加算に関する届出書
（重症心身障害児・医療的ケア児）

様式

別紙67

5 送迎の体制 （運転手以外）		氏名	職種	喀痰吸引等の 実施可否
	1			
	2			
	3			
	計			

■福祉・介護職員等処遇改善加算

【提出書類】

別紙様式2 処遇改善計画書

①基本情報入力シート

②別紙様式2-1

(処遇改善加算 総括表)

③別紙様式2-2

(処遇改善加算 個票)

別紙様式2-1 (処遇改善加算 総括表)

提出先

福祉・介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書 (令和7年度)

1 基本情報

フリガナ

法人名

〒

-

法人所在地

フリガナ

書類作成担当者

連絡先

電話番号

E-mail

2 賃金改善計画:加算額以上の賃金改善について(全体)

令和7年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額

① 令和7年度の加算の見込額

(a)

0

円

② 令和6年度の加算額のうち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す予定の額

(b)

円

③ 令和7年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額(賃金改善が必要な額)(a + b)

(c)

0

円

令和7年度の賃金改善の見込額
(③の額以上となること。障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業から人件費に充てた額を除く。)

(d)

円

【記入上の注意】

・ 障害福祉現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることは求めず、障害福祉サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認めている。令和7年度に繰り越す予定の額を(b)に記載すること。また、繰越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休廃止した場合には、必ず一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分すること。

・ (d)には、令和6年度からの繰り越し分(b)の配分を含め、令和7年度に実施する賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 福祉・介護職員等処遇改善加算の要件について

(1)月額賃金改善要件Ⅰ(処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

別紙様式2-2「①月額賃金改善要件Ⅰ」の欄から転記

① 令和7年度の処遇改善加算Ⅳ相当の見込額の1/2

0

円

② 令和7年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること)

円

【記入上の注意】

・ 令和7年4月以降の処遇改善加算の配分方法のうち、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)で行っている賃金改善の総額を記入してください。

(2)月額賃金改善要件Ⅱ(旧ペア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

※令和7年3月時点で処遇改善加算Ⅴ(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所のみ

別紙様式2-2「②月額賃金改善要件Ⅱ」の欄から転記

① 令和7年4月以降の加算(見込額)のうち、新たに増加する旧ベースアップ等加算相当の見込額

0

円

② 上記①を原資として実施する新たな賃金改善の見込額

円

(0.00 %)

i)うち、基本給等の新規の引上げによる賃金改善の見込額(①の額の2/3以上となること)(括弧内は月額(12か月間算定とした場合))

円

(0 円)

【作成上の注意事項】

※法人単位で作成

※総括表のチェックリスト上

「×」の表示がないことを確認

(確認用) 提出前のチェックリスト

- 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- ※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について

令和7年度に繰り越す予定の額を含む、令和7年度の賃金改善が必要な額以上の賃金改善を行う計画となっていること

3 福祉・介護職員等処遇改善加算の要件について

(1) 月額賃金改善要件Ⅰ

処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善を行う計画になっていること

(2) 月額賃金改善要件Ⅱ

旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること

(3) キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ

キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に福祉・介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること

(4) キャリアパス要件Ⅲ

キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に昇給の仕組みを整備することを誓約していること

(5) キャリアパス要件Ⅳ

改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1人以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること

(6) キャリアパス要件Ⅴ

キャリアパス要件Ⅴ(配置等要件)を満たすこと

(7) 職場環境等要件

障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業を申請予定若しくは申請済である又は各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること
障害福祉サービス等情報公表システム等での見える化要件を満たすこと

4 要件を満たすことの確認・証明

必要な項目が全て選択されていること

誓約・記名が行われていること

■福祉・介護職員等処遇改善加算

【処遇改善計画書の提出期限】

①年度当初に提出(4月又は5月から加算算定)する場合
例年4月中旬頃

②年度途中で新たに提出する場合
加算を算定する前々月の末日まで

【例】6月1日から算定する場合の提出期限は4月30日まで

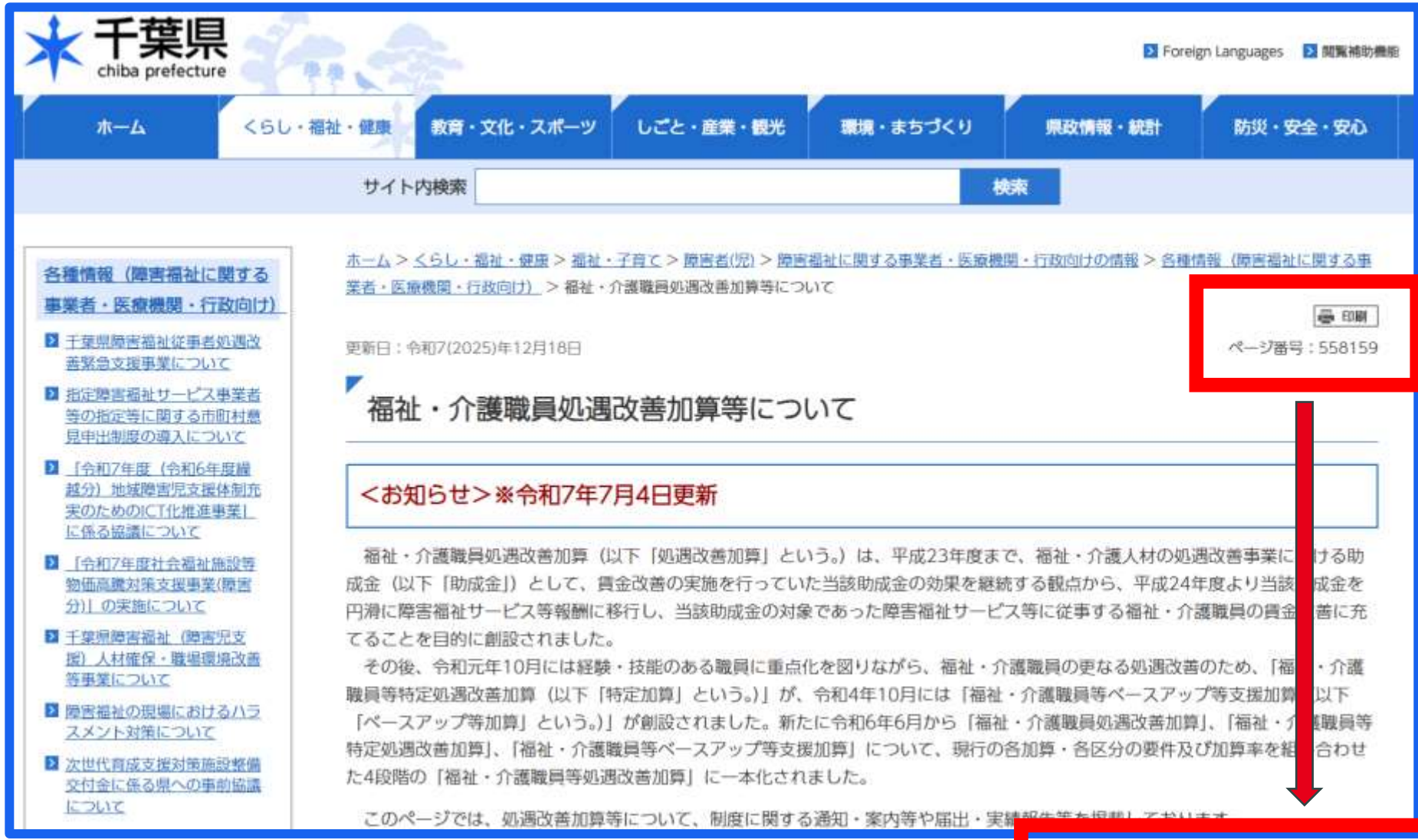
③当該年度に提出済みの計画書を変更する場合
(事業所を追加する場合を含む)
加算を算定・変更する前月の15日まで

【提出方法】

・ちば電子申請サービス

【留意事項】

・加算を算定する年度ごとに計画書の提出が必要
・指定権者が異なる事業所は、各指定権者に提出



千葉県ホームページ
ページ番号:558159

処遇改善計画書の提出について

処遇改善加算等を算定する全ての事業所等は、年度ごとに障害福祉サービス等処遇改善計画書（以下「計画書」）を提出する必要があります。**前年度以前から処遇改善加算等を算定している事業所等でも、新年度の計画書の提出が必要となります。**

提出期限

福祉・介護職員処遇改善加算等を取得しようとする事業者等は、**取得する前々月の末日まで【必着】**に、計画書を提出してください。（例）6月1日から取得する場合、4月30日までに計画書の提出が必要。

提出方法

ちば電子申請サービスから提出をお願いします。原則として、郵送やメールによる提出は認めません。
※提出先は各指定権者となるため、千葉市、船橋市、柏市、我孫子市から指定を受けている事業所においては、各市の担当課が提出先となりますので御注意ください。

ちば電子申請サービスの提出フォーム [こちら](#)。



お問い合わせ先

健康福祉部障害福祉事業課障害児支援事業指定班

電話番号：043-223-2336